令和3年度事業計画

静岡県内の農山村が有する農地、農業用水及び土地改良施設等の農村資源が適切に保全管理され、県民共有の財産として将来に引き継がれていくために、農業者をはじめ多様な主体による農業農村整備の取組に寄与することを目的に、静岡県土地改良事業団体連合会の機能と役割を補完しながら、土地改良事業に関する調査、設計業務並びに換地業務等を実施する。

また、多面的機能支払推進協議会及び静岡県国土調査協議会の運営に関する事務を実施する。 さらに、当機構の役割や機能が県民に広く認知されるよう、石部棚田地域振興協議会への参画 や広報活動に取り組む。

(1) 土地改良事業計画等に係る専門技術者の調査報告業務

土地改良法第8条第2項に基づき、以下の委託業務を実施する。

1) 土地改良事業計画書に関し土地改良専門技術者が行う調査事務

契約先:静岡県

受託件数 20件 当初予算額 1,632,400 円

2) 換地計画に関し土地改良換地士が行う調査事務

契約先:静岡県

受託件数 10件 当初予算額 578,600 円

3) 非補助土地改良事業に係る事業計画概要書(事業・換地計画等)の作成業務 農業生産法人が、公共残土等を処分する林地開発行為によって造成される民有林を将来に 農地として利用するため、土地改良法の申請手続きに必要な資料作成を行う。

契約者:有限会社 佐野舎(代表:宮城幸男)

受託件数 1件 当初予算額 6,000,000 円

(2) 静岡県多面的機能支払推進地域協議会運営に関する委託業務

農地や土地改良施設等の保全・管理を行う組織の運営に関する以下の委託業務を実施する。

1) 総会等の運営及び会計経理事務

契約先:静岡県多面的機能支払推進協議会

受託件数 1件 当初予算額 226,000 円

(3) 静岡県国土調査協議会運営に関する委託業務

地籍調査を行う本県35市町及び静岡県森林組合連合会を構成員とした組織の運営に関する以下の委託業務を実施する。

1) 会計経理事務

契約先: 静岡県国土調査推進協議会

受託件数 2件 令和3年度繰越額 81,000 円 (契約額 231,000円の内、令和2年度実施額 150,000円) 令和3年度当初予算額 150,000 円 (契約額 231,000円の内、令和4年度繰越予定額 81,000円)

(4) 石部棚田地域振興協議会への参画(自主活動)

松崎町の石部棚田振興協議会は、令和2年度から棚田地域振興法に基づく国の棚田地域振興 緊急対策交付金を活用して、棚田の保全・保存のためのサポート体制の構築を目指している。 当機構は令和2年度から上記協議会の構成団体として参画し、以下の活動に協力していく。

- 1) 協議会の運営支援
- 2) 棚田保全・保存活動

令和2年度と同様に、石部棚田オーナー制度のオーナー会員となりこの活動に参加する。 また、令和3年3月4日に、当機構は「しずぎんふるさと環境保全基金」から、同基金の令和3年度助成事業に係る助成金70,000円の交付決定を受けた。これは、石部の棚田の用排水施設の整備に必要な排水桝等の購入費用に充当するものであり、この活動の中で支出する。

(5) 広報活動(自主活動)

静岡県土地改良事業団体連合会の役割と機能を補完する当機構の存在を県民に広く認知されるよう、下記の取組を実施する。

1) ホームページの開設

当機構は、インターネット上の住所表示であるドメイン名(shizuoka-midori.or.jp)を有している。これは、静岡県土地改良事業団体連合会が加入登録しているサーバー会社の(株)IDC フロンティアから割り当てられたドメイン名に付帯して登録されたものである。本年7月1日から供用開始を予定し、登録料金は年間6,000円を予定している。

2) ロゴマークの作成

令和2年度に検討した構想案(土地改良事業団体連合会のロゴマークである"早苗マーク"を基本)について、本年度に企画立案し臨時総会において承認を得ていく。

3) 体制強化の検討

現体制は静岡県土地改良事業団体連合会に勤務する非常勤職員が中心となり、当連合会業務と密接に関係する業務に限り携わっている。今後も、農業農村整備を必要とする当連合会会員以外の多様主体からの要請が想定されるため、引き続き当機構の体制強化を検討する。